

三夜勤手当支給即時実施要求の件

理由

本要求は昨年の本會第二回大會の決議事項にして其後六月二十一日逓信大臣官邸に於て逓信大臣は本會代表に對しての實施を約束したるに拘らず未だ實行を見ざるは我等の甚だ遺憾とする處である。

本要求は夜勤者の當然たる要求であることは茲に多くを申上やる必要は認めない故に我等は即時本案の實施せられんことを逓信當局に要求するものである。

此の意味に於て本案を提出する以所である。願くは満場一致の採賛同あらんことを望む次第である。

實施案 一人宿直手当二十銭以上給與すること

實行方法

大會終了後實行委員をあげ當局に向つて一日も早く

下各支部提出
野村 高

可決